<table>
<tr><td colspan="3">個人情報ファイル簿</td></tr>
<tr><td>作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）</td><td colspan="2">令和５年11月15日</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">案内簿ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">和歌山県警察本部長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">和歌山県海南警察署（船尾交番、海南駅前交番、下津交番、野上交番、大野中駐在所、且来駐在所、阪井駐在所、原野駐在所、野上中駐在所、加茂郷駐在所、方駐在所、橘本駐在所）</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、業種、非常時の連絡先</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先
巡回連絡を実施した事業者の代表者及びその非常時の連絡先</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">巡回連絡</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報</td><td colspan="2">■含まれる。　　□含まれない。</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）和歌山県警察本部情報公開コーナー</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）和歌山市小松原通一丁目１番地１</td></tr>
<tr><td colspan="2">（名　称）和歌山県海南警察署</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）和歌山県海南市日方1294番地24</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">■法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当</td></tr>
</table>

		するファイル □有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		□該当する。　　■該当しない。	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		－	
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	－	
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		－	
備　　考		行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは紙媒体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。	